

# 第2次伊勢市農村振興基本計画（改定案）

2023年（令和5年） 月 改定





# 目次

第 ❶ 章	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の構成	3
4	計画の期間	3
5	SDGs（持続可能な開発目標）への対応	4
第 ❷ 章	伊勢市の現状と課題	5
1	伊勢市の現状	5
◆	統計指標からみる現状	5
(1)	人口	5
(2)	土地利用	9
(3)	産業	12
(4)	地域資源の掘り起し	19
(5)	生活環境整備	21
(6)	社会組織	21
2	中間評価	22
3	伊勢市の課題	23
第 ❸ 章	プランの基本的な考え方	24
1	計画に係る地域の将来像	24
(1)	地域の将来の望ましい姿	24
(2)	農村振興のテーマ	25
(3)	農村振興の目標	25
2	農村振興に関する施策の展開	26
(1)	地域の将来像実現のために必要な施策の基本方針	26
(2)	具体的な振興施策	27
3	農村振興施策の体系	28
第 ❹ 章	施策内容	30
	未来につなぐ多様な担い手づくり	30
	施策 1：担い手の育成・確保	30
	施策 2：農業の共同化、法人化の推進	31
	地域の特性に応じた農業生産システムづくり	32
	施策 3：経営安定対策の充実	32
	施策 4：農産物の産地化	32
	施策 5：生産・出荷体制の充実とスマート農業の推進	33
	地域農業を支える生産基盤づくり	34
	施策 6：農業生産基盤の整備促進	34
	施策 7：優良農地の確保と担い手等への効率的利用促進	34

施策 8 : 鳥獣被害対策の推進 .....	35
自慢できる安全・安心な農産物づくり .....	36
施策 9 : 安全・安心な食料の供給体制の構築 .....	36
施策 10 : 地域資源としての農産物のブランド化及び産地の強化に向けた取り組み .....	36
施策 11 : 地産地消の推進 .....	37
施策 12 : 食育の推進 .....	38
地域資源を活用し地域が一体となった魅力ある農村環境づくり .....	39
施策 13 : 地域資源と農村コミュニティの適切な保全 .....	39
施策 14 : 多面的機能支払交付金活動 .....	39
施策 15 : 都市住民と連携・交流の促進 .....	39
施策 16 : 農村空間の総合的な整備促進 .....	40
施策 17 : 森林の保全と育成 .....	41
数値目標一覧 .....	42
<b>第 5 章 プランの推進体制 .....</b>	<b>43</b>
1 計画の推進体制 .....	43
(1) 関係機関の支援体制の整備促進 .....	43
(2) 協議会ごとの取り組み .....	43
2 計画の進捗管理 .....	43
3 計画の周知 .....	44

# 第 1 章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

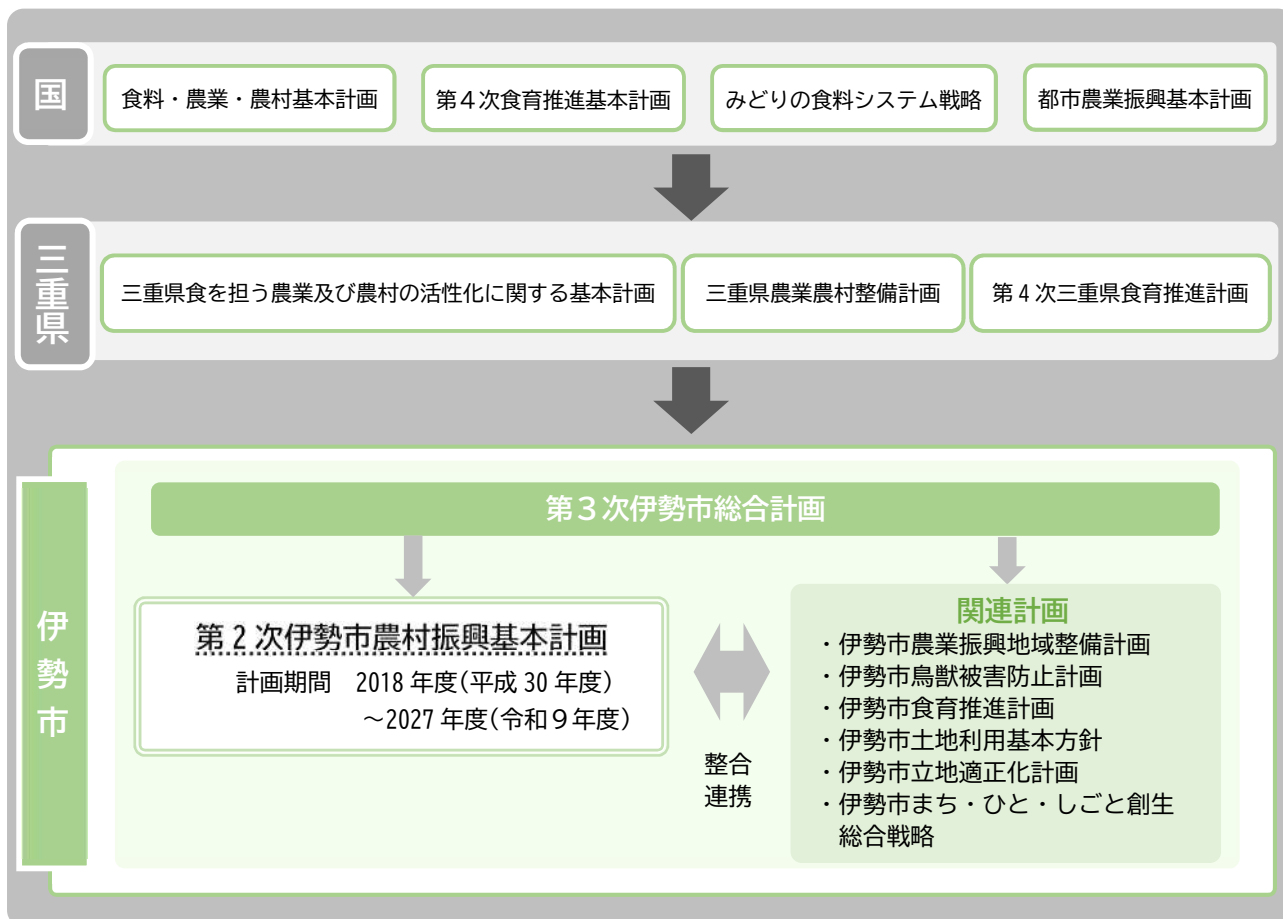
「伊勢市農村振興基本計画」は伊勢市における農業振興の目標と基本方針等を体系的に整理し、農業者、関係機関、関係団体が連携して取り組んでいく今後の目指すべき方向性を示すものです。本市では、農林水産業が持続的に営まれるまちを実現することを目的とし、2009年(平成21年)に「第1次伊勢市農村振興基本計画」を策定し、その後、環境の変化や、国や県の関連計画の内容を踏まえ、2018年(平成30年)3月に「第2次伊勢市農村振興基本計画」を策定しました。

農業を取り巻く環境は厳しく、担い手の減少や高齢化、産地間競争の激化、輸入資材の高騰化、宅地化の進展等といった要因によって農地が減少するなどの傾向があることに加え、気候変動の影響等、新たな脅威も懸念されています。その一方で、AI、IoT等の技術革新による生産性の向上や、農産物の海外輸入から国内生産への転換、グローバル化による海外マーケットのさらなる拡大等、農業の成長産業化が進行しており、また、様々な人材が農業に関わる「田園回帰」の動きもみられるようになってきています。

本計画は、『皆が誇りを持ち“伊勢”を感じる持続可能な農業と農村づくり』に向けた、伊勢市の農業施策を示す基本計画です。農業分野における環境変化、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会情勢の急激な変化等に対応するため、計画策定から5年を経過する2022年度(令和4年度)に計画の中間改定を行うこととしました。

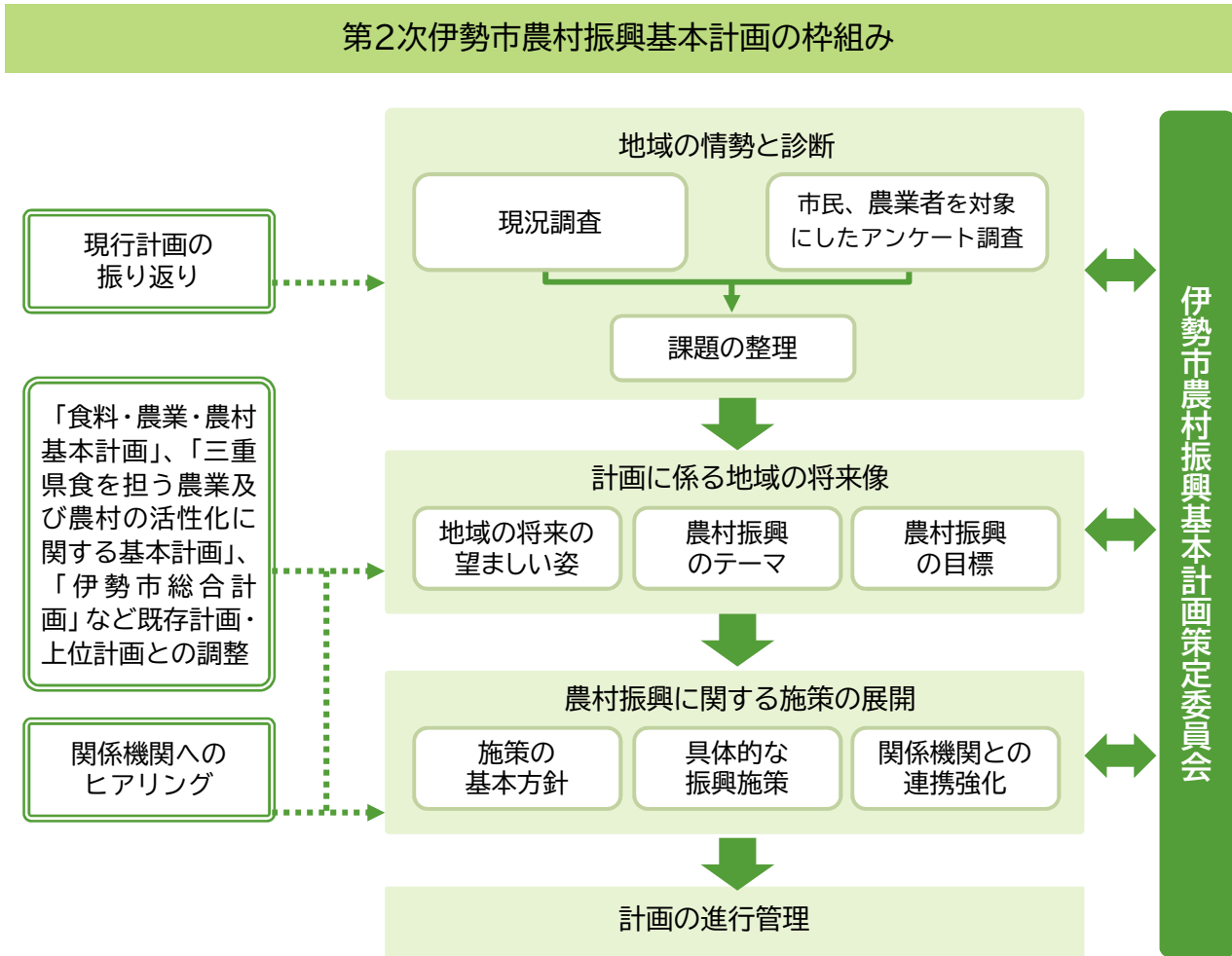
## 2 計画の位置付け

本計画は、「第3次伊勢市総合計画」を上位計画とし、国の「食料・農業・農村基本計画」(2020年(令和2年)3月)、三重県の「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」(2020年(令和2年)3月)や市の既存計画との整合性を図りつつ、本市が農業者をはじめとする市民、関係機関と連携して農業振興を推進していくための指針とします。



### 3 計画の構成

本計画の構成は、次に示すとおり「地域の情勢と診断」をふまえ、農林業や農村の振興に向けた「計画に係る地域の将来像」「農村振興に関する施策の展開」及び「計画の進行管理」とします。



### 4 計画の期間

計画の期間は、2018 年度(平成 30 年度)を初年度とし、2022 年度(令和 4 年度)を中間目標年度、2027 年度(令和 9 年度)を最終目標年度とする 10 年間としています。なお、社会・経済の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直します。

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
伊勢市	第2次伊勢市農村振興基本計画									
					中間改定					
国			食料・農業・農村基本計画(R2~R6)							
三重県			三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画(R2~R11)							

## 5 SDGs(持続可能な開発目標)への対応

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、2030 年までを期限とする 17 の国際目標です。この達成に向け政府が定めた SDGs 実施指針 (2016 年 12 月決定) は、地方自治体の各種計画等に SDGs の要素を最大限反映させることとされており、持続可能な農業の促進や、本計画の各種施策に関連する取組が多く該当していることから、本計画の改定にあたり、主要施策ごとに関連する下記のアイコン (ロゴ) を表示しております。





# 第 2 章 伊勢市の現状と課題

## 1 伊勢市の現状

### ◆ 統計指標からみる現状

#### (1) 人口

##### ①人口・世帯数

最新の国勢調査結果によると、本市の総人口は、2020 年(令和 2 年)で 122,765 人であり、1985 年(昭和 60 年)をピークに減少しているのに対し、世帯数は増加しつづけ、1 世帯当たりの人員が 3 人以下となっています。

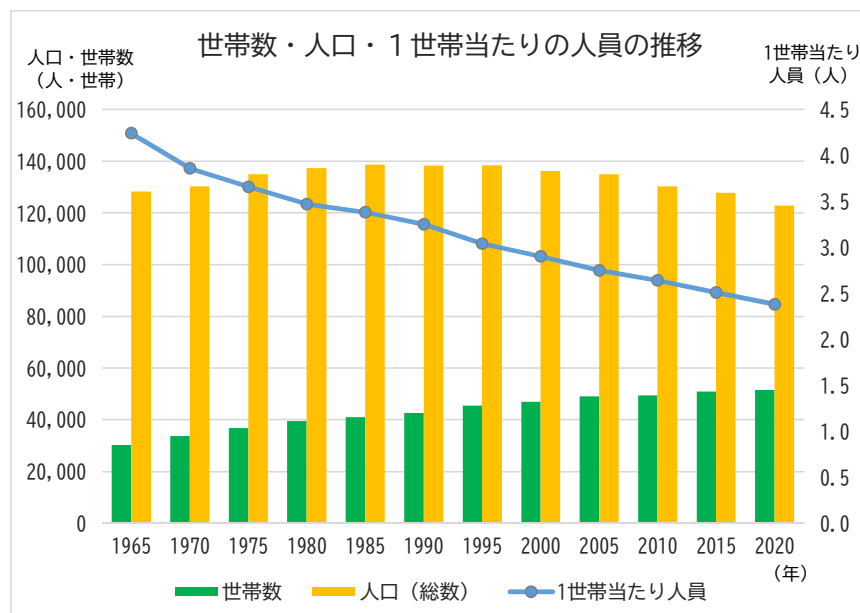
【年次別世帯数・人口・1 世帯当たりの人員の推移】

単位：世帯、人

年次	世帯数	人口			1世帯 当たり人員
		総数	男	女	
1965	30,235	128,242	60,247	67,995	4.24
1970	33,757	130,326	61,478	68,848	3.86
1975	36,821	134,910	63,891	71,019	3.66
1980	39,535	137,296	65,008	72,288	3.47
1985	41,019	138,672	65,398	73,274	3.38
1990	42,585	138,298	65,102	73,196	3.25
1995	45,457	138,404	65,293	73,111	3.04
2000	46,957	136,173	64,413	71,760	2.90
2005	49,045	134,973	63,856	71,117	2.75
2010	49,361	130,271	61,482	68,789	2.64
2015	50,938	127,817	60,467	67,350	2.51
2020	51,580	122,765	58,161	64,604	2.38

※世帯数は不詳を含む総世帯数

※「1世帯当たり人員」は、人口の総数を世帯数で割った数 資料：国勢調査（各年）

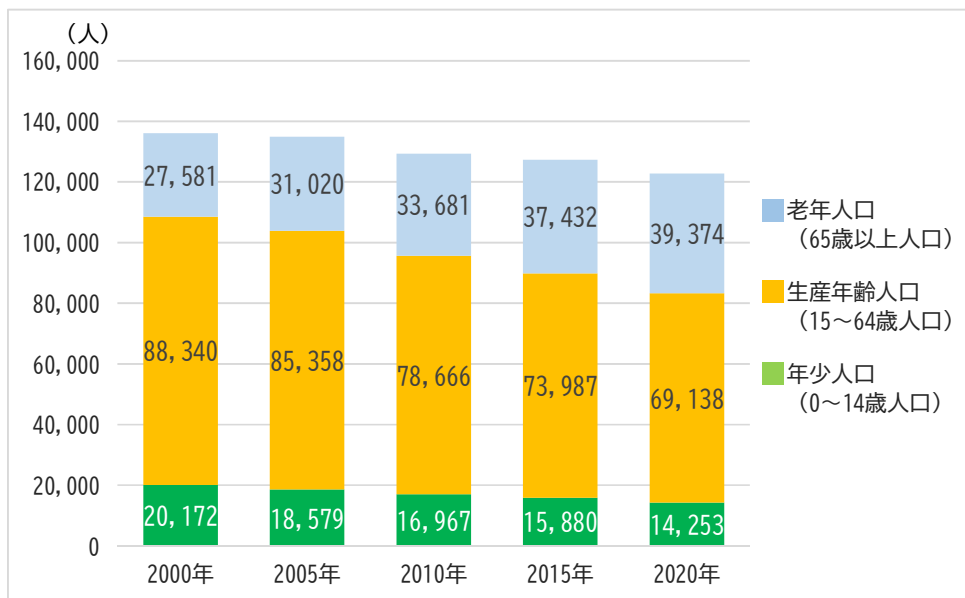


資料：国勢調査（各年）

②年齢3区分構成比

老年人口は過去 20 年で約 12,000 人増加しており、年少人口と生産年齢人口は減少し、少子高齢化が進んでいます。

【年齢3区分別人口】



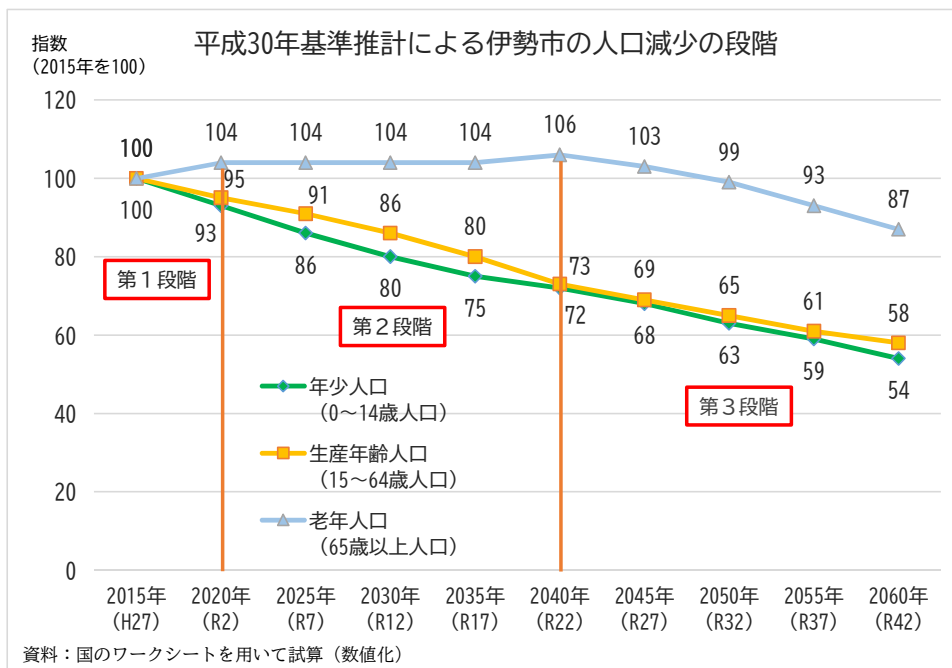
資料：国勢調査（各年）

### ③今後の見通しと将来展望 1

伊勢市人口ビジョンによる将来人口の推計では、2015年(平成27年)の人口を100とした場合、人口減少段階は2020年(令和2年)から第2段階、2040年(令和22年)以降は第3段階に入ります。このことから、本市の場合、大都市や中核市よりも早いスピードで人口減少が進むと推測されます。

【人口減少段階】

	年少人口	生産年齢人口	老年人口	大都市や中核市の推測
第1段階	減少	減少	増加	2010～2040年
第2段階	減少	減少	維持・微減	2040～2060年
第3段階	減少	減少	減少	2060年以降



第1段階：年少人口と生産年齢人口は減少するが、老年人口は増加する時期（総人口は減少）

第2段階：老年人口が維持から微減する時期

第3段階：老年人口も減少していく時期

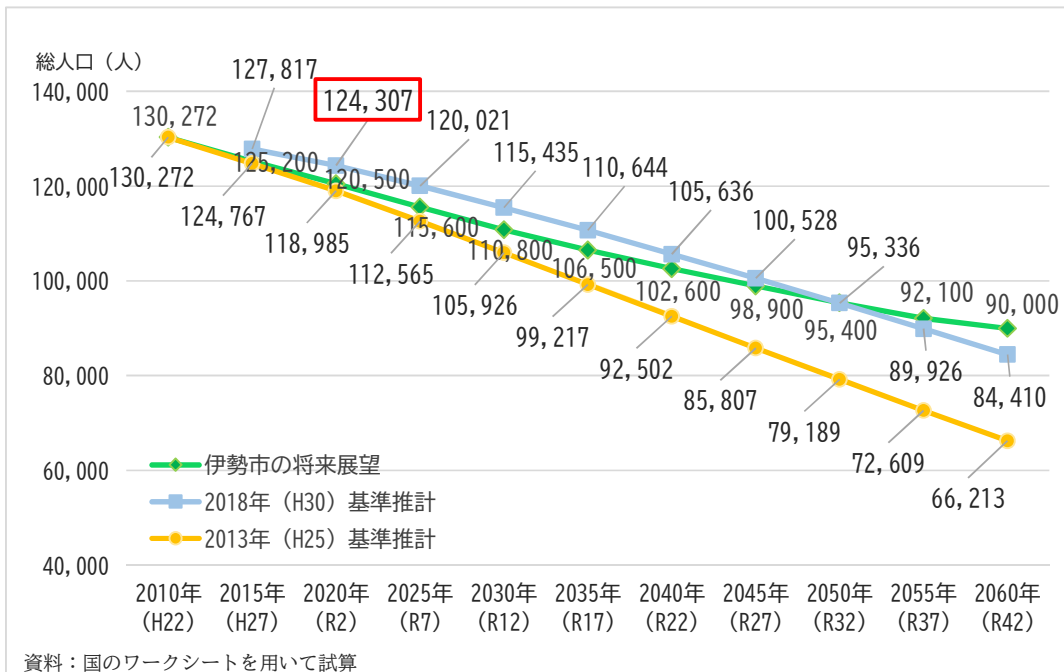
資料：伊勢市人口ビジョン（令和2年）

④今後の見通しと将来展望 2

本市の将来人口は、2018年(平成30年)基準推計による2020年(令和2年)10月1日人口が124,307人であるのに対し、2019年(令和元年)9月1日の推計人口では123,628人となっており既に下回っています。2018年(平成30年)基準推計によると、2060年(令和42年)の伊勢市の人口は約84,000人と推計され、2013年(平成25年)基準推計よりも人口減少は緩やかになっていますが、伊勢市の現状とは乖離した推計となっています。

伊勢市の現状は4年前の人口ビジョンにおける現状分析と同じ状況が続いていることから、目指すべき将来の方向及びその取組による改善の仮定は変更せず、2060年(令和42年)の将来人口は引き続き90,000人を展望することとしています。

【人口の将来展望】



伊勢市の現状

2019年9月1日推計人口	123,628人
直近5年の年間平均自然増減	△632人 (前回策定時 △453人)
直近の2017年の合計特殊出生率	1.34 (2013年 1.48)
直近5年の年間平均社会増減	△382人 (前回策定時 △259人)

伊勢市の将来展望

総人口	90,000人	構成比
男性	43,000人	約48%
女性	47,000人	約52%
年少人口	13,000人	約15%
生産年齢人口	47,000人	約52%
老年人口	30,000人	約33%

資料：伊勢市人口ビジョン (令和2年)

## (2) 土地利用

### ① 農地と林野

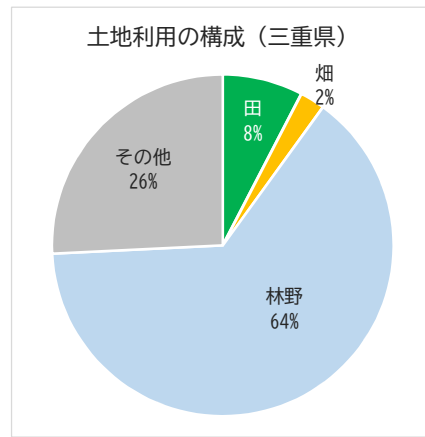
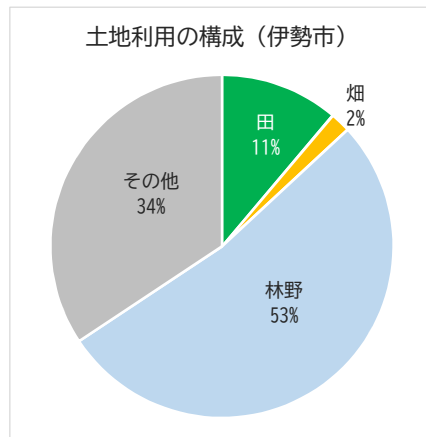
本市の総面積は 20,835ha であり、県全体の 3.6% を占めています。市域の中で田や畑の耕地が占める割合は 13% で、同様に 10% である県と比較して高くなっています。また、神宮林の面積が 5,493ha と全体の約 4 分の 1 を占めています。

農地は、かんがい施設整備、農道整備、湛水防除事業への取り組みなど、生産基盤整備の推進により、おおむねのほ場整備が実施済みです。また、林野の占める割合は総面積に対し 53% で、県と比較すると 10% 程低くなっています。

【土地利用状況】

単位：ha

区分	耕地			林野	その他	総面積
	田	畑	小計			
伊勢市	2,330	396	2,726	10,957	7,152	20,835
構成比(%)	11%	2%	13%	53%	34%	100%
三重県	44,000	13,600	57,600	371,034	148,811	577,445
構成比(%)	8%	2%	10%	64%	26%	100%



※「その他」は総面積から耕地、林野面積を差し引いた面積。

※農林水産統計の耕地面積：3 桁以下（四捨五入せず）、4 桁（下から 1 桁を四捨五入）、5、6 桁（下から 2 桁を四捨五入）

※数値は四捨五入の関係で 100% にならない場合があります。

資料：第 68 次東海農林水産統計年報(令和 3 年 7 月時点) 総面積：農林業センサス (2020 年)

### ② 農業振興地域

農業振興地域面積は 6,824ha で、農業振興地域の中に占める農地面積は 2,852ha で 42% となっています。また、農業振興地域内における農用地の面積は 2,244ha で、農用地区域設定率は 33% となっています。

【農業振興地域の現況地目別面積】

単位：ha

区分	地目等	総面積	農用地					採草放牧地	計	混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
			農地				計						
			田	畑	樹園地	計							
農用地区域内用途区分		2,267					2,244	-	2,244	-	24		
現況	農業振興地域	6,824	2,301	498	53	2,852	-	2,852	-	24	1,373	2,576	
	農用地区域	2,267	1,869	354	21	2,244	-	2,244	-	24	-	-	
	農振白地地域	4,557	432	144	32	608	-	608	-	-	1,373	2,576	

2021年12月31日時点

※総面積は四捨五入の関係で各地目等の合計と合わない場合があります。

資料：伊勢市

### ③地域別土地利用

#### ア. 大湊・神社地区

市の中央部に位置し、海岸に面した湿田が多く、これまでの農業生産は水稲単作が主体でしたが、最近では、集落営農組織や担い手により小麦栽培も行われています。

また、都市混住化が進んでいる地域であり、都市住民のニーズに合った施設園芸、露地野菜の生産が行われており、市民農園が整備されています。

#### イ. 宇治・浜郷・四郷地区

市の東部に位置し、湿田が比較的多く、農業生産は兼業農家による水稲単作が主体です。そして、この地域で生産されている朝熊小菜は、生産農家は減少しているものの、根強い人気があります。

都市混住化が進んでいるため、都市住民のニーズに合った施設園芸、露地野菜の栽培などが適しています。

#### ウ. 北浜・豊浜地区

市北部の平坦部に位置し、本市農業の中心地の一つです。この地域は、ほ場整備がほぼ完了しておりますが、新たにほ場や既存のパイプラインの再整備が進められています。

また、共同利用施設の整備が進む中、農作業受委託が年々拡大され水田農業の低コスト化が図られつつあり、花きなどの施設園芸、青ねぎなどの露地野菜、小麦栽培についても着実に産地が拡大し、担い手育成が図られています。

担い手への農地の集積、農作業の受委託の促進、高能率機械施設の共同利用、生産の集団化を通じ生産性向上が図られています。

#### エ. 城田地区

市の西部、玉城町と隣接する本地区は、平坦部においては、ほ場整備がほぼ完了し、イチゴなどの施設園芸、かぼちゃなどの露地野菜、小麦栽培などが行われています。

水稲は自己完結型の色彩が強い地区でしたが、最近では新たな集落営農組織の結成や、担い手への農地の集積が行われています。また、市内で最初に集落単位の人・農地プランを作成するなど、農業者と住民が一体となり、自らの問題として地域農業の将来の課題解決に向けて取り組んでいます。

#### オ. 宮本・沼木地区

市南部の中山間地に位置する本地区は、平坦部のほ場整備は完了しています。農業生産は兼業農家による水稲単作が主体ですが、丘陵地では市の天然記念物に指定されている蓮台寺柿が生産されており、山間部では横輪町を中心に横輪いものブランド化や 6 次産業化に取り組んでおり、伊勢ブランドの認定品となっています。また、獣害対策に地域が一体となって積極的に取り組んでいる地区でもあります。

#### カ. 二見地区

松下・江地区は、五十鈴川派川流域、山地では不整形な農地が多くなっています。

また、三津・山田原・溝口地区は、ほ場整備事業が完了し、農地の集積が図られています。

荘・西・今一色地区は、排水対策ほ場整備事業が完了し、農業の生産基盤整備が進んでいる地域であり、転作田を利用してイチゴなどの施設園芸が展開されています。

#### キ. 小俣地区

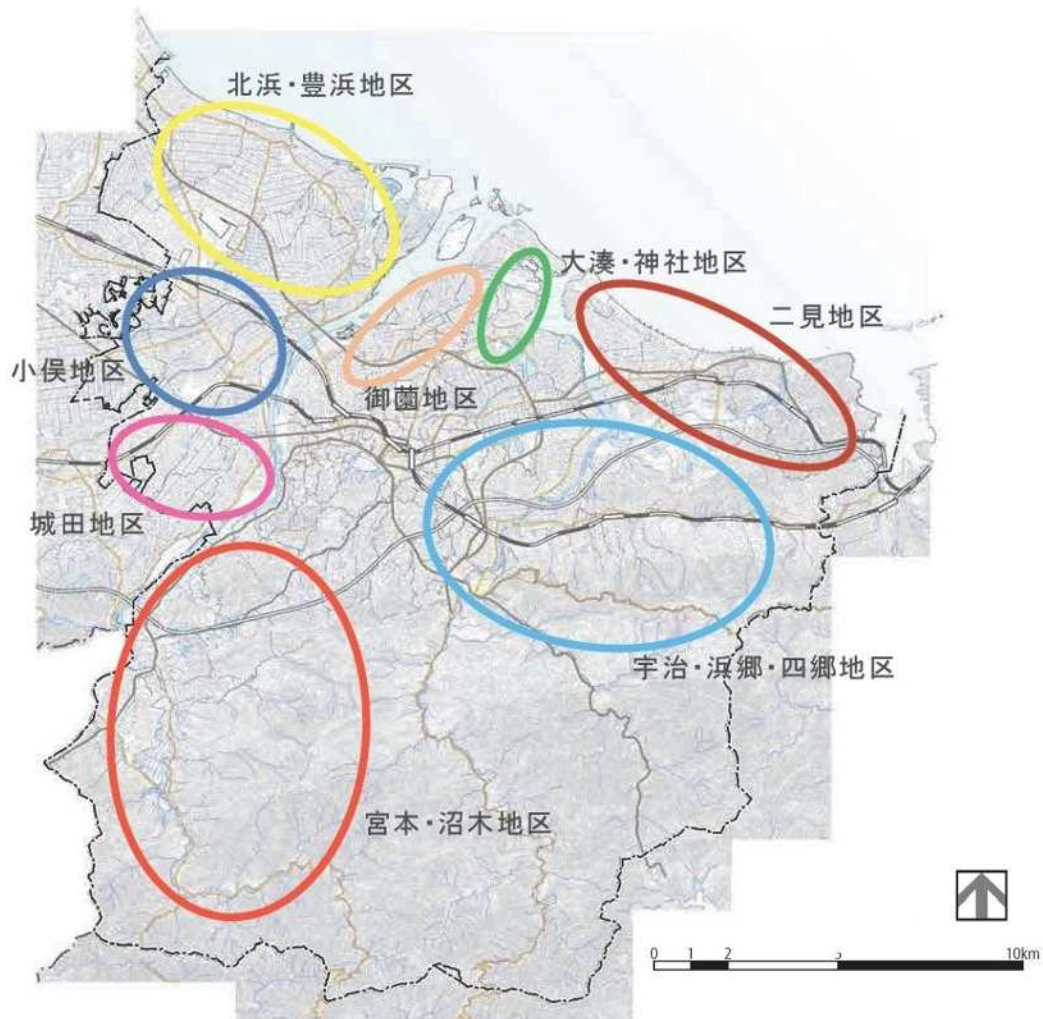
市の中西部に位置する本地区は、農用地の大半で既に基盤整備が完了しているものの 10a 区画と狭小であり、農地所有者が各地区に入り乱れています。田畑輪換により小麦、大豆、青ねぎなどの露地野菜の転作作物の他に、ハウス栽培によるイチゴやトマト等の園芸施設が点在しており、畜産施設もあることから、水稻、畑作、肉用牛等幅広い農産物が生産されている本市内で有数の農業どころとなっています。

#### ク. 御園地区

当地区の中央北西部にあたる高向地区は、露地野菜やきゅうり・イチゴなどの施設園芸が盛んに行われており、近年は、ぶどうなどの果樹の生産が拡大傾向にあります。

また、長屋・王中島・新開地区は、ほ場整備が完了しており、水稻や軟弱野菜等が生産されており、上條・小林地区は、施設花き、露地野菜等の園芸地帯となっています。

【地域別土地利用区分図】



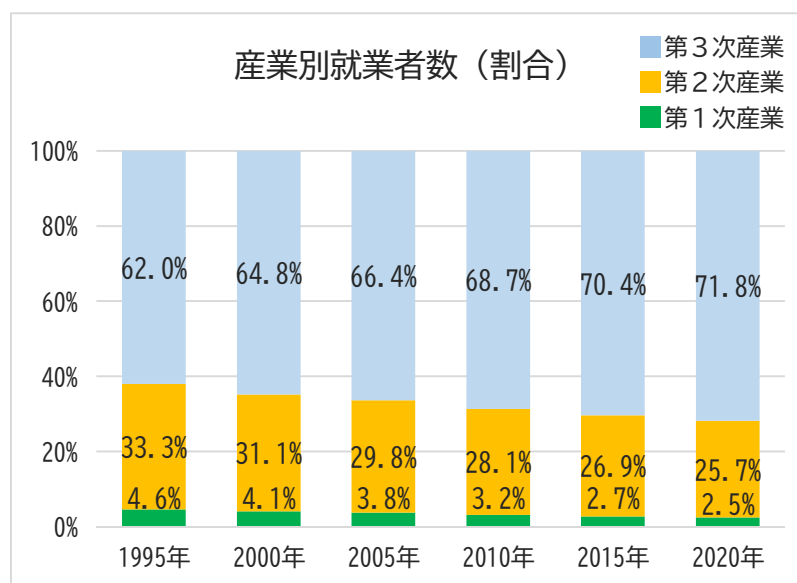
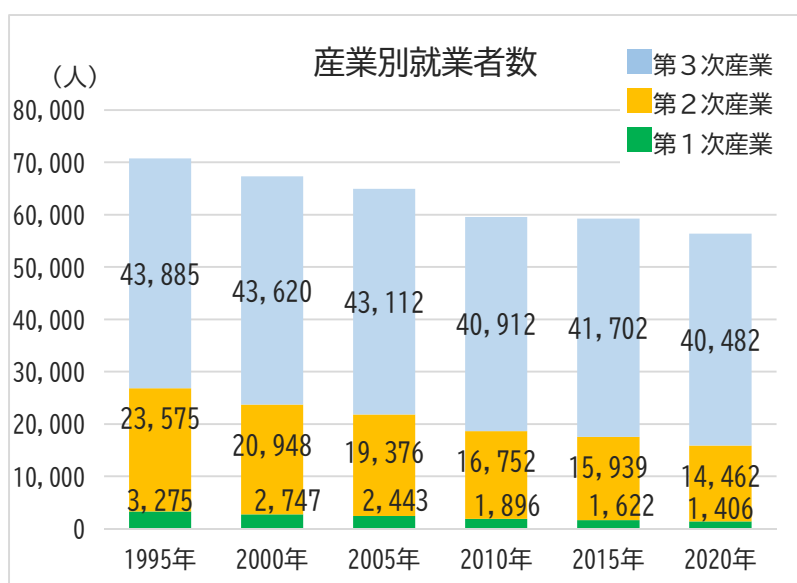
### (3) 産業

#### ①産業別就業人口

本市全体の就業者数は、1995年(平成7年)から2020年(令和2年)までに約14,400人減少しています。産業別人口にみると、第1次産業で約1,900人、第2次産業で約9,100人、第3次産業で約3,400人の減となっています。

また、本市は伊勢志摩地域の中核都市としての経済活動が営まれ、商業、観光を中心に発展してきたため、第3次産業の割合が最も高く、その割合も年々増加する傾向にあります。

【産業別就業者数とその割合】



資料：国勢調査



## ②産業別生産額

産業別生産額の特徴としては、県全体と比較して第 3 次産業の割合が高く、第 2 次産業の割合が低くなっています。第 1 次産業は 44 億 900 万円で、県全体の約 5 % を占めており、2014 年(平成 26 年)から 2018 年(平成 30 年)までの 5 年間で増加しています。

## 【産業別生産額の推移】

区分	年度	産業別生産額(百万円)						
		第1次産業	農業	林業	水産業	第2次産業	第3次産業	計
伊勢市	2014年	3,753	2,736	96	921	114,873	318,481	437,107
	2018年	4,409	3,198	77	1,134	123,939	315,087	443,435
三重県	2014年	76,346	48,291	4,737	23,318	3,056,804	4,472,718	7,605,868
	2018年	87,612	59,849	4,012	23,751	3,720,120	4,576,310	8,384,042

区分	年度	構成比					
		第1次産業	農業	林業	水産業	第2次産業	第3次産業
伊勢市	2014年	1%	73%	3%	25%	26%	73%
	2018年	1%	73%	2%	26%	28%	71%
三重県	2014年	1%	63%	6%	31%	40%	59%
	2018年	1%	68%	5%	27%	44%	55%

※構成比は産業別生産額の合計を 100 とした場合の構成比

※四捨五入の関係で合計が 100% にならない場合があります。

資料：三重県の市町民経済計算

## ③農業・林業

## ア. 農業

## (ア) 農家及び農業就業者

総農家数は、2010 年(平成 22 年)では 2,694 戸、2015 年(平成 27 年)では 2,237 戸、2020 年(令和 2 年)では 1,739 戸と、10 年で約 1,000 戸減っています。

また、農家人口についても、2010 年(平成 22 年)では 7,573 人、2015 年(平成 27 年)では 5,448 人、2020 年(令和 2 年)では 3,426 人と、10 年で約 4,000 人減っています。

## 【農家数の推移】

単位：戸

区分	年次	総農家数			販売農家			
		販売農家	自給的農家		専業農家 ※2020年より 項目削除	兼業農家	※2020年より 項目削除	
						第一種兼業	第二種兼業	
伊勢市	2010年	2,694	1,860	834	437	1,423	194	1,229
	2015年	2,237	1,515	722	468	1,047	467	580
	2020年	1,739	1,067	672				
三重県	2010年	52,355	32,965	19,390	6,964	26,001	2,548	23,453
	2015年	42,921	25,696	17,225	6,633	19,063	2,242	16,821
	2020年	33,530	18,062	15,468				

【販売農家の男女別農家人口・農業就業人口・基幹的農業従事者数】

単位：人

区分 年次	農家人口					農業就業人口 ※2020年より項目削除			基幹的農業従事者		
	総数	男		女		総数	男	女	総数	男	女
		14歳以下	15歳以上	14歳以下	15歳以上						
2010年	7,573	360	3,334	323	3,556	2,504	1,248	1,256	2,140	1,171	969
2015年	5,448	203	2,499	180	2,566	2,204	1,123	1,081	1,816	1,043	773
2020年	3,426	94	1,626	83	1,623				1,219	747	472

※ 専兼業農家・農業就業人口について、2020年(令和2年)より調査項目削除により数値不明

※ 農家人口について、2020年(令和2年)値は農業経営体(個人経営体)の値であるため、2015年(平成27年)以前の値との比較は参考値となります。

※ 農業就業人口：自営農業に従事した世帯員のうち、自営農業のみに従事または自営農業が主の者をいう。

※ 基幹的農業従事者：農家人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

資料：農林業センサス

(イ) 農業生産

農業生産は、コシヒカリを中心とした稲作を主体として、北部では小麦栽培や施設園芸(イチゴ、キク、バラ、トマト等)、西部では小麦栽培や露地野菜など、南部では蓮台寺柿(伊勢市天然記念物指定)や横輪いもなど、東部では小麦栽培や施設園芸(イチゴ、バラ等)など多様な農業が展開されています。

水稲は、農業生産上極めて重要な位置にあります。総農家数の減少などにより年々担い手への農地の集積が進んでいます。

また、生産調整の重点作物としては、担い手として位置づけられる大規模農家等において小麦の集団栽培を中心に、大豆・野菜等が栽培されています。その中でも大豆については、収益性、野菜等については、機械化体系の導入、労働生産性の観点から水稲に代わる基幹作物になるためには多くの課題があります。

野菜については、イチゴ・トマト・青ねぎ・キャベツ・かぼちゃ等において、販路が安定しており、今後も伸びが期待されています。

花きでは、特に施設園芸を中心として、専業農家も多く、ICTを活用した栽培体系を導入している農家も増加傾向にあります。

果樹は、蓮台寺柿が地元市場に出荷され、品質の均一化とともに特色ある産地づくりを目指しています。

畜産については、肉用牛として松阪牛が生産されています。

市内の農産物直売施設や、生産者グループにより設けられた農産物直売所、量販店における産直コーナーなどにおいて、地元で生産された野菜、花き、加工品などを販売し、地産地消を推進しています。また、生産者自ら各種イベントへも参加し、生産者と消費者の交流を図り、その際、消費者と直接することにより、消費者ニーズをつかんでいます。

2020年の主要農作物の作付面積と経営体数

区分	経営体数	作付面積(ha)
稲	876	1,183
麦	49	175
野菜類	だいこん	60
	さといも	60
	いちご	57
	ねぎ	54
	ほうれんそう	53
	はくさい	49
	キャベツ	46
	トマト	45
	ブロッコリー	39
	たまねぎ	36
	なす	34
	きゅうり	31
	にんじん	24
すいか	21	
花き類	32	

※農林業センサスに掲載されている農作物のうち、経営体数が20以上の農作物

※「X」：個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

資料：農林業センサス

(ウ) 農業経営

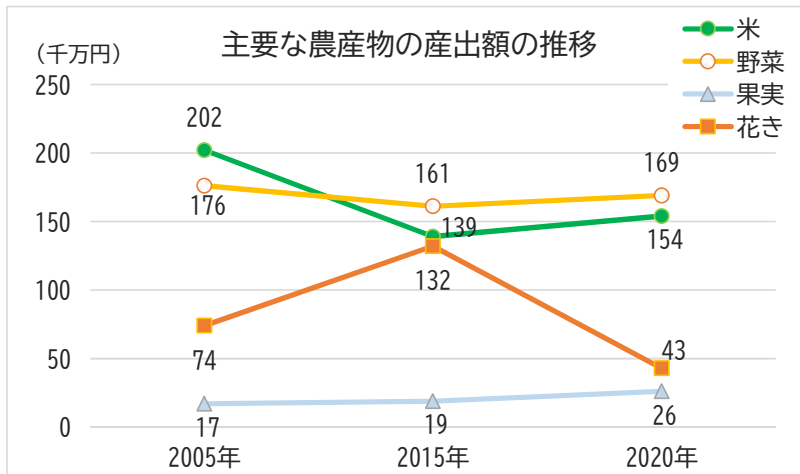
農業産出額は、2005 年(平成 17 年)の時点では米が最も多かったが、2020 年(令和 2 年)には野菜が最も多くなっています。

また、花きについては 2015 年(平成 27 年)に 13 億 2 千万円と多くなりましたが、新型コロナウイルスの影響により、2020 年(令和 2 年)は 4 億 3 千万円と少なくなっています。

【農業産出額の推移】

単位：千万円

年次	農業産出額														
	耕 種										畜 産				加工農産物
	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	種苗・苗木類・その他	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	
2005年	202	5	-	1	5	176	17	74	5	1	12	5	X	X	1
2015年	139	2	0	1	4	161	19	132	-	3	26	1	-	9	-
2020年	154	2	-	1	3	169	26	43	0	4	27	-	X	3	-



※ 「—」：事実のないもの  
 「…」：事実不詳または調査を欠くもの  
 「X」：個人または法人その他の団体に問する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

資料：2005 年：都道府県別生産農業所得統計累計

2015 年、2020 年：市町村別農業産出額(推計)

(エ) 農業基盤

ほ場整備はほぼ完了していますが、施設の老朽化が見受けられる地区もあり数々の問題をかかえています。農道整備は、ほ場整備と併せて施工しており、おおむね幅員 4 m 以上の幹線農道が整備されています。

用水事業は、宮川用水受益地区が大半であり、その他の地区は河川、ため池、地下水等から取水し、かんがい利用していますが、水路や施設等の老朽化により年々維持管理費が増大しています。

このような状況に対して、農地の集積や効率的な耕作を行っていく必要性から、大区画化や用排水施設の整備等のほ場整備が始まってきています。また、災害による影響が大きいため池については、耐震化等の整備を順次進めています。

かんがい用水は、営農形態の変化等により用水の使用量に影響を及ぼしています。さらに、既存用水施設の老朽化、機能障害が進行し、安定取水、安定通水の阻害要因となっています。そのため、宮川用水事業において、国営宮川用水第二期農業水利事業の施工完了後に、県営事業等の関連事業が実施され、末端設備等の整備が進められています。

排水事業は、老朽化した排水路の維持管理を進めるとともに、大雨時に湛水を防除する施設であ

る排水機場の施設の老朽化の対策として、機能保全のための事業を計画的に進めています。

(オ) 遊休農地

2012 年度(平成 24 年度)当時の市内の遊休農地面積は約 123ha であり、2 年後の 2014 年度(平成 26 年度)には約 130ha に増加しました。そこから担い手農家や地域の農業関係団体等の遊休農地解消の取り組みもあり、年々減少し 2021 年度(令和 3 年度)には約 88ha となっています。

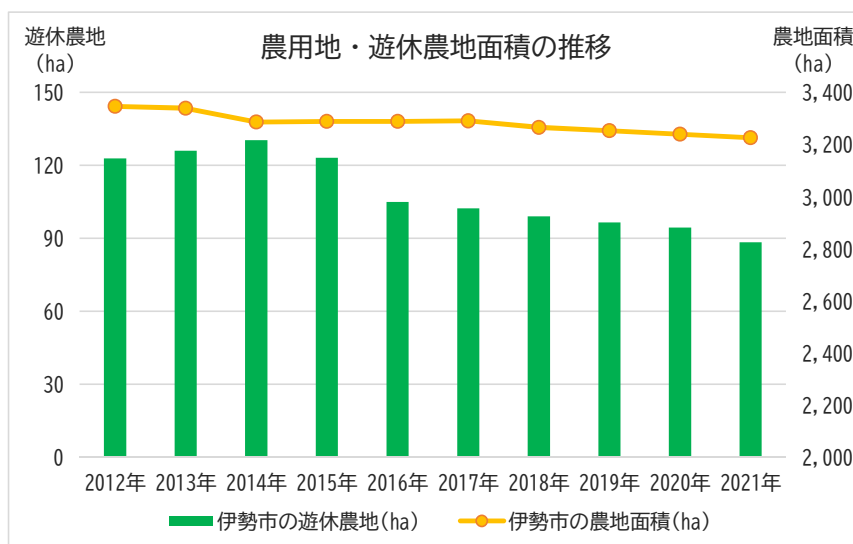
また、2012 年度(平成 24 年度)と 2021 年度(令和 3 年度)を比較すると、約 34ha 減少しています。

遊休農地は、後継者不足、相続による土地持ち非農家の増加及び農産物の価格低迷による販売金額の減少等の要因により発生しています。

また、遊休農地の増加は、雑草の繁茂や病害虫の発生など近隣農地への悪影響を及ぼし、担い手への農地の集団的利用の阻害要因となるなど、農業経営の現場でさまざまな問題を引き起こしています。

【農用地・遊休農地面積の推移】

年度	伊勢市の遊休農地(ha)	伊勢市の農地面積(ha)	割合(%)
2012	122.8	3,346	3.67
2013	126.0	3,339	3.77
2014	130.4	3,286	3.97
2015	123.1	3,288	3.74
2016	104.9	3,288	3.19
2017	102.4	3,290	3.11
2018	99.0	3,266	3.03
2019	96.6	3,253	2.97
2020	94.4	3,240	2.91
2021	88.4	3,226	2.74



資料：伊勢市

(カ) 鳥獣被害

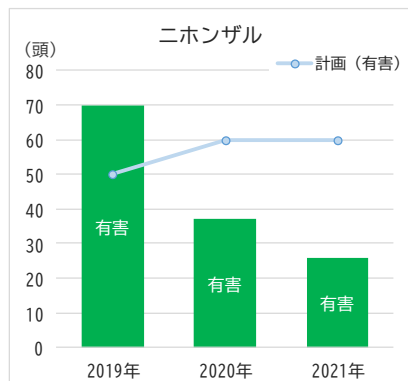
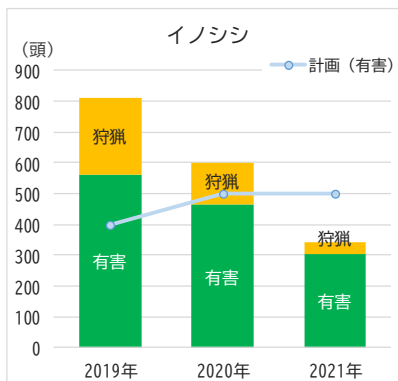
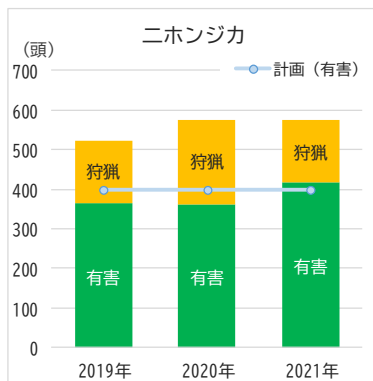
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等による農産物被害が発生しており、近年では市街地に出没するため日常生活までも脅かされている状況であり、深刻な問題となっています。伊勢市鳥獣被害防止計画に基づき、個体数の調整、被害防除、生息環境調査など被害防止対策を総合的に実施し、農産物の被害軽減を図っています。

なお、2021 年度(令和 3 年度)におけるイノシシの捕獲頭数については、豚熱により野生イノシシがへい死したことが減少の一因と考えられます。

【直近 3 カ年の捕獲計画と実績】

単位：頭

年度	区分	対象鳥獣									
		ニホンジカ		イノシシ		ニホンザル		アライグマ		合計	
		有害	狩猟	有害	狩猟	有害	狩猟	有害	狩猟	有害	狩猟
2019	計画	400	—	400	—	50	—	必要頭数	—	850	—
	実績	363	159	563	250	70	—	15	—	1011	409
	有害捕獲達成率	90.8%	—	140.8%	—	140.0%	—	—	—	—	—
2020	計画	400	—	500	—	60	—	必要頭数	—	960	—
	実績	362	213	466	133	37	—	16	—	881	346
	有害捕獲達成率	90.5%	—	93.2%	—	61.7%	—	—	—	—	—
2021	計画	400	—	500	—	60	—	必要頭数	—	960	—
	実績	418	157	304	38	26	—	19	—	767	195
	有害捕獲達成率	104.5%	—	60.8%	—	43.3%	—	—	—	—	—



資料：

伊勢市鳥獣被害防止計画

## イ. 林業

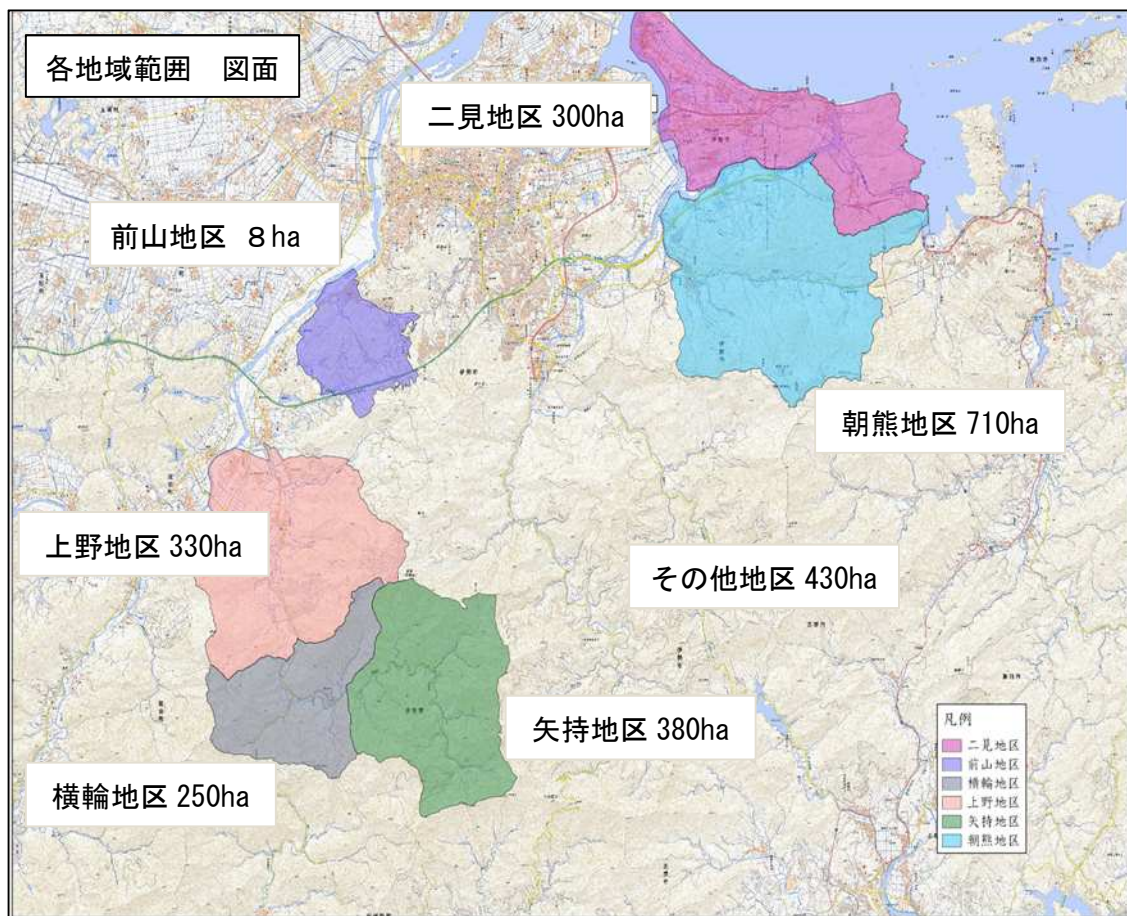
本市の総面積 20,835ha のうち森林面積は 10,957ha (地域森林計画区域内の神宮林面積は 5,526ha) で、森林率 53%、人工林は 5,828ha で、人工林率は 53% であり、その気候風土に恵まれ古くから林業が発達してきました。

経営規模は零細で、5 ha 未満の経営林野が全体の 90% を占めており、農業との兼業で従事している者が多い現状にあります。

本市では、森林の公益的機能の維持増進を図るため、林道などの基盤整備の強化、緑化推進、環境保全林の管理、みえ森と緑の県民税を活用した病虫害防除等に取り組んでいます。また、2019 年度(平成 31 年度)から施行された森林経営管理法に基づき、経営管理が行われていない森林について、森林所有者に代わり市等が経営管理することで森林管理の適正化を図っています。併せて地域材等により公共建築物等における木材利用の促進にも努めています。

地域林業の振興と林政の中核的役割を担うため、森林組合の活動がますます重要となってきています。1994 年(平成 6 年)4 月には本市を含む伊勢志摩管内 6 市町(本市、鳥羽市、志摩市、玉城町、南伊勢町、度会町)を事業区域とする「いせしま森林組合」が設立されました。

【伊勢市森林経営計画】



対象森林面積：約 2400ha (森林経営が 10 年以上行われていない人工林。公有林、神宮林等除く)

方針：7 地区に区域割し、区域ごとに基本的な整備方針、整備量等を算出  
 計画：優先順位に基づき「意向調査」→「境界確認」→「境界測量」→「集積計画」  
 →「間伐」の順で施業を実施。一巡に約 50 年。

## (4) 地域資源の掘り起し

### ①農作物

#### ア. 米

ほぼ全ての地区で水田が広がっており、主食用米に偏らず新規需要米等の生産の取り組みが行われています。

#### イ. 小麦

生産調整の重点作物として、北浜・豊浜・小俣・城田地区等で栽培しています。産地拡大を目指し、高品質化、高収量化を進める技術導入を推進し、連作障害等の課題解決に向けた取り組みが行われています。

#### ウ. 大豆

主に豊浜地区、小俣地区において、担い手による麦作裏栽培として取り組みが行われており、水田の高度利用と担い手への作業集積に取り組んでいます。

#### エ. イチゴ

主に小俣・城田・二見地区で栽培され、「三重いちご」として県内市場へ出荷しており、市場から高い評価を受けています。三重県で育成開発された、上品な香りが特徴の「かおり野」と、酸味が少なく甘い「章姫」を中心に栽培しています。

#### オ. 青ねぎ

春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎがそれぞれ指定産地となっており、主に北浜・豊浜・小俣・御園地区で栽培され、県内、中京・京阪神方面に出荷しています。品質、収量の向上と生産安定、確立された周年出荷体制を推進しており、野菜類の生産高では上位を占めている品目です。

#### カ. トマト、ミニトマト

豊浜・小俣地区を中心に栽培され、県内を中心に大玉・中玉・ミニトマトを出荷しており、均一で高品質なトマトを消費者に提供できるよう研究に取り組んでいます。

#### キ. 蓮台寺柿

伊勢神宮のお膝元の宮本地区周辺で栽培された渋柿で、脱渋処理をして出荷しています。まるやかでとろけるような口当たりの蓮台寺柿は、1958年(昭和33年)に市の天然記念物に指定を受けており、干し柿としても有名です。

#### ク. かぼちゃ

城田地区を中心に栽培され、県内や大阪等に出荷しています。市内で栽培されるかぼちゃは、夏の代表的な野菜として親しまれています。

#### ケ. 横輪いも

九州地方から種いもを持ち帰り、自家消費用に栽培されたのがはじまりとされる横輪いもは、つきたて餅のような、強い「粘り」と「のび」が特徴で、横輪町の特産品として幅広くPRを行っています。また、2021年度(令和3年度)には「伊勢ブランド」に認定されました。

#### コ. 施設花き

豊浜・御園地区を中心に栽培され、バラ・ガーベラ・キク・トルコキキョウ等を出荷しており、市場では高い評価を得ています。

#### サ. 朝熊小菜

朝熊山麓のごく限られた地域で古くから栽培されている葉物野菜であり、漬物に利用されています。

## ② 祭り・行事など

古くから「お伊勢さん」と呼び親しまれてきた伊勢神宮を擁し、神宮御鎮座のまちとして歴史と文化に富んだ名所・旧跡なども多く、魅力ある地域資源にあふれています。

その一つとして、これまで地域で育まれてきた祭りや行事があり、国指定重要無形民俗文化財である御菌町高向の「御頭神事」、国の選択無形民族文化財である伊勢の「お木曳き」行事、同「白石持ち」行事、一色の翁舞、また県指定無形民俗文化財として「馬瀬の狂言」、「円座の羯鼓踊」など、市指定無形民俗文化財として村松町の「獅子舞」、二見町松下の「松下弓祭」、小俣町掛橋の「掛橋御頭舞」などがあります。

## ③ 地域づくり組織

伊勢市ふるさと未来づくり条例により、地域のふるさと未来づくりを進めるため、地域で暮らす住民が構成員となって自主的につくられたまちづくり協議会は、現在、市内全域に 23 の協議会が設立されています。地域住民やその地域に関わりを持つさまざまな人や団体が、力をあわせて地域でしか解決できない課題や、「地区まちづくり計画」に基づく活動に取り組んでいます。

また、その他の市民活動組織がいせ市民活動センターに登録されており、さまざまな活動を行っています。



## (5) 生活環境整備

住民の生活水準が高度化する中で、生活環境をとりまく情勢は大きく変化してきました。核家族化の進行、農業の近代化、生活様式の都市化などが顕著にあらわれ、生産の場と生活の場が区分され、農村部においても都市化が進み、日常生活に不安や不便を感じない居住環境が求められています。

## (6) 社会組織

農村における基礎的な社会組織には、自治会や農業の多面的機能を維持する組織等がありますが、社会情勢の変化は、地域社会にも大きな影響を与えています。集落組織は、各集落とも民主的運営のもとに、地域の環境整備や祭礼等の行事を実施し、地域発展のためにまとまりをみせているものの、耕作者の減少や高齢化が進む中、道路の補修、排水路の清掃などの、従来から行ってきた労働奉仕の形態（出合い等）が衰退気味です。そのような中、農業の多面的機能を維持する組織によって、農村環境についての維持・長寿命化対策が実施されています。

### ① 生産関連組織

#### ア. 伊勢農業協同組合（J A 伊勢）

関係機関として J A 伊勢があり、伊勢市を中心に玉城町・度会町・南伊勢町・大紀町・紀北町・尾鷲市・鳥羽市・志摩市・熊野市、御浜町、紀宝町の 5 市 7 町にまたがる組織となっています。J A 伊勢では、それぞれ地域の営農指導、農産物の共同集出荷、農業機械、資材の販売や金融、共済関係事業を行っており、さらに各作物生産部会等の活動支援を行っています。また、子会社の株式会社あぐりん伊勢において、いちご、青ねぎの新規就農者の育成を行い、産地の維持拡大を図るだけでなく、農地の耕作放棄地化を防ぐため水稻、小麦等の生産を行っています。

#### イ. 集落営農組織

2021 年度(令和 3 年度)集落営農実態調査によると、三重県全体の集落営農数は 307 となっており、そのうち本市には 3 組織があります。小俣町や上地町や中須町で活動しており、それぞれ小麦や水稻を栽培しています。

### ② 土地改良組織

土地改良区は、「土地改良法」により、一定の地区内で土地改良事業を行うことを目的として設立される法人ですが、本市の土地改良組織としては伊勢市ほか 4 町を受益に含み、国、県等の用水路を管理する宮川用水土地改良区と、その他 13 の末端施設を管理する土地改良区があり、農業生産活動を支えています。

## 2 中間評価

## ■ 目標の達成状況

成果目標	基準値 (2017 年度)	現状値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)	達成状況
<b>基本方針 1 未来につなぐ多様な担い手づくり</b>				
認定農業者数	126 名	123 名	126 名	× 後退
認定新規就農者数（累計数）	4 名	14 名	21 名	○ 前進
集落営農組織化、農業経営法人化件数 （累計数）	5 件	10 件	10 件	◎ 達成
<b>基本方針 3 地域農業を支える生産基盤づくり</b>				
遊休農地の割合	3.19%	2.74%	3.02%	◎ 達成
伊勢市農業振興地域整備計画における 農用地面積	2,246ha	2,244ha	2,231ha	○ 前進
人・農地プランの作成数	3 地域	13 地域	20 地域	○ 前進
有害鳥獣の被害額	15,785 千円	14,581 千円	7,210 千円以下	○ 前進
<b>基本方針 4 自慢できる安全・安心な農産物づくり</b>				
市内産農産物のブランド化に向けた取り 組みへの支援数（累計数）	9 件	17 件	59 件	○ 前進
学校給食への地場農産物の提供回数	2 回	5 回	6 回	○ 前進
民話の駅蘇民・郷の恵「風輪」・サンファーム おばたの来店者数 ※来店者数はレジ通過者数とします。	257,000 人	194,204 人	295,000 人	× 後退
農業体験学習実施校数	11 校	8 校	18 校	× 後退
<b>基本方針 5 地域資源を活用し地域が一体となった魅力ある農村環境づくり</b>				
多面的機能支払交付金活動組織化数	26 組織	27 組織	30 組織	○ 前進
森林の間伐率	26.9%	33.93%	28.0%	◎ 達成

\* 達成状況欄 ◎：達成、○前進（未達成であるが、改善あり）、×：後退、－：評価困難（基準の変更、または当初値もしくは現状値のデータがないため、判定できないもの）。

\* 基準値、現状値、目標値については、当該年度の前年度末時点の数値となっている。

### 3 伊勢市の課題

これまでの現況調査、計画策定後に示された新たな国の方針であるみどりの食料システム戦略や計画策定時のアンケート結果等をふまえ、重点施策の 5 つの方針に分類し、課題を整理しました。

#### ○ 未来につなぐ多様な担い手づくり

農業者の高齢化とともに農家の後継者不足が進んでおり、多様な担い手の確保が求められています。

- ・ 農業者の高齢化や後継者が不足している
- ・ 農地の確保、農業技術の取得、農業用機械・設備への投資など、新規就農者にとってさまざまなハードルがある
- ・ 企業・法人等による営農が必要である

#### ○ 地域の特性に応じた農業生産システムづくり

兼業農家や小規模農家が多く、農業で自立できる仕組みづくりとともに地域の特性を生かした農業生産が求められています。

- ・ 農業で自立できる仕組みづくりが十分でない
- ・ 兼業の小規模農家も営農できる仕組みが必要である
- ・ 集落営農による組織づくりが必要である
- ・ 農作業の効率化や農産物の高品質化のために ICT 技術などを活用していく必要がある

#### ○ 地域農業を支える生産基盤づくり

地域の実情に応じた農業生産基盤の整備とともに、遊休農地や鳥獣被害対策が求められています。

- ・ 集団営農と機械化が進んでいない
- ・ 鳥獣被害対策が進んでいない

#### ○ 自慢できる安全・安心な農作物づくり

“伊勢”ならではの農産物の生産や販売も十分とはいええず、ブランド化や 6 次産業化の確立とともに食のニーズに対応した安全な農産物の安定的な供給が求められています。また、資源循環型農業の推進や環境と調和した農業が求められています。

- ・ 農産物の価格安定と自給率の向上が進んでいない
- ・ 農産物の伊勢ブランドが十分に確立されていない
- ・ 6 次産業化が進んでいない
- ・ 化学農薬使用量の低減や有機農業など、環境に配慮した農業の推進が必要である

#### ○ 地域資源を活用し地域が一体となった魅力ある農村環境づくり

農業・農村のもつ多面的機能などが発揮されておらず、地域の共同活動とともに都市住民等との連携・交流などが求められています。

- ・ 地域資源や未利用資源が活かされていない
- ・ 農業者と近隣住民のコミュニケーションが不足している
- ・ 地域資源や景観などの農業・農村の魅力の情報発信が不足している

# 第 ③ 章 プランの基本的な考え方

## 1 計画に係る地域の将来像

### (1) 地域の将来の望ましい姿

本市は、北は伊勢湾に面し、中央には日本一の清流を誇る宮川や五十鈴川、勢田川が流れ、東から南にかけては朝熊ヶ岳、神路山、前山、鷲嶺が連なり、西には大仏山丘陵が広がる緑豊かな都市です。

伊勢志摩国立公園の玄関口として、豊かな自然と美味しい食材に恵まれ歴史と文化に富んだ名所・旧跡も多く、魅力ある地域資源があふれています。また、古くから「お伊勢さん」「日本人の心のふるさと」と呼び親しまれてきた伊勢神宮を擁し、神宮御鎮座のまちとして栄えてきました。

しかし、農林業や農村の状況を見ると、少子高齢化や人口減少が進行する中で、担い手が不足し、遊休農地が増え、加えて農産物価格の低迷などにより農業・農村の活力が低下し、厳しさを増しています。

また、“伊勢”は観光都市のイメージが強く、なかなか“伊勢”と農林業が結びつかないのが現状です。

このため、本計画における地域の将来の望ましい姿は、農村を維持しつつ、担い手の世代交代が進みながら、近代化、効率化により安全・安心な農産物が生産され、地元での消費はもちろん、農産物のブランド化や産地化が進むことで販路が整備され、“農林業”が魅力的となることで後継者や担い手が増え、次世代まで農林業が継承されていくことを目指します。

つまり、農林業の未来を託せる「人材づくり」、**“伊勢”**の農林業を自慢できるものづくりと、“伊勢”ならではの古くからの伝統を守り、“伊勢”の恵まれた自然環境と調和し、それらと共存した魅力ある農林業の環境を消費者である市民とともに創出するものとし、将来像を次のとおり設定します。

～ 我がふるさと**“伊勢”**の農林業に愛着をもち、いきいきと働き、<sup>みんな</sup>市民等に喜ばれる特色のある農産物をつくり、なりわいとなる農業と魅力ある農村が継承されていく～

## (2) 農村振興のテーマ

本市の農林業の将来像の実現に向けて、生産現場の主役は人であり、農林業を支える担い手が、市民や消費者に喜ばれ、また自慢できる、地域に根ざした特色のある農林産物をつくり、そうした持続可能な生産活動を地域ぐるみで支えることが必要です。

このことから、次のとおり農村振興の基本的なテーマを設定します。

～ 皆が誇りを持ち“伊勢”を感じる持続可能な農業と農村づくり ～

## (3) 農村振興の目標

農村振興のテーマをふまえ、「人づくり」「農産物づくり」及び「農業・農村づくり」を視点に据え、次のとおり目標を設定します。

### 目標 1

農業の未来  
を託せる人  
づくり

農業の魅力を理解できる担い手を育てるとともに、若者はもとより、女性や高齢者などが参加できる環境をつくり、また農業経営体の共同化や法人化も含め、未来を託せる人づくりを進めていきます。

農業の基本的な役割は、農産物の安定的な供給であり、地元に基づき魅力がある、安全で安心な自慢できる農産物をつくとともに、地域の特性に応じた農業生産の仕組みづくりと併せて、農業を支える基盤づくりを進めていきます。

### 目標 2

自慢できる  
農作物  
づくり

### 目標 3

自然と共存できる  
魅力ある  
農業・農村づくり

農業・農村は、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観などの多面的機能を有しており、こうした地域資源を活用し都市部などとの交流を進め、新たな農村のコミュニティを形成していきます。

## 2 農村振興に関する施策の展開

### (1) 地域の将来像実現のために必要な施策の基本方針

前述の将来像と農村振興のテーマ及び目標をふまえ、次のとおり5つの農村振興に関する基本方針を掲げました。

#### 基本方針1

#### 未来につなぐ多様な担い手づくり

全国的にも農業者の高齢化に伴う担い手、後継者不足は深刻な問題の一つであり、本市においても、現況調査やアンケート調査の結果からも浮き彫りになっています。その課題に対して、本市としての担い手づくりの方向性と取り組みを示し対策を行っていきます。

#### 基本方針2

#### 地域の特性に応じた農業生産システムづくり

気候や土壌などの環境の特徴を生かし、市場のニーズにあった農産物を生産する環境を整え、農業者の所得向上と安定収入の確保を目指します。

#### 基本方針3

#### 地域農業を支える生産基盤づくり

先人から受け継がれてきた農地等は、農業の土台そのものであり、ハード、ソフト両面から、地域の農業の根幹を支える基盤としての整備を行います。

#### 基本方針4

#### 自慢できる安全・安心な農産物づくり

市民等の食に対するニーズに応え、安全・安心な農産物を安定的に供給します。また、既に市場で支持を得てブランド化や産地化が実現しているものや隠れた逸品など、“伊勢”というネームバリューの強みも生かした伊勢ならではの農産物の生産や販売促進などブランド化や産地化に向けた取り組みに対し、国内外の情勢もふまえた支援を行います。

また、有機減農薬栽培など、環境に配慮した農業の推進を行います。

#### 基本方針5

#### 地域資源を活用し地域が一体となった魅力ある農村環境づくり

農林業が伊勢のさまざまな資源と農村コミュニティが有機的に結びつき、市民等と農林業が密着することにより、農林業に対する理解を深め、市民等がよき応援者として存在するという環境づくりを目指します。

## (2) 具体的な振興施策

本市の農村振興のテーマである「皆が誇りを持ち“伊勢”を感じる持続可能な農業と農村づくり」の実現に向けて、5つの基本方針に基づき、次のとおり施策を展開していきます。

また、施策の推進にあたり、その方向性を示すとともに、具体的な進捗を推しはかるために定量的な指標を設定しているものもあります。

なお、定量的な指標の現状値及び目標値は、当該年度の前年度の数値としています。



農産物直売施設



多面的機能支払交付金活動（田んぼアート）

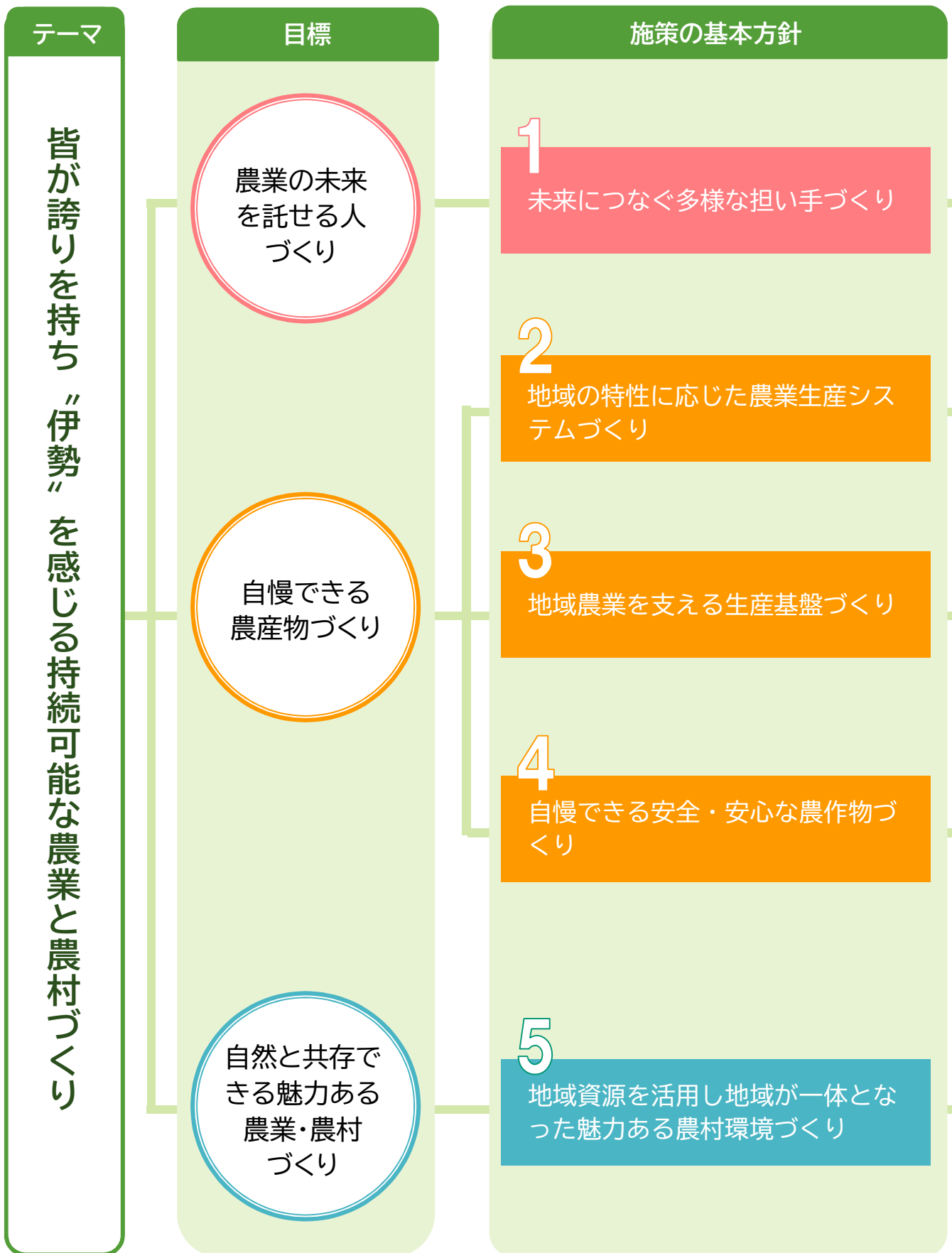


転作作物の推進（小麦）



新規就農者

### 3 農村振興施策の体系



第3章 プランの基本的な考え方



## 具体的な施策

施策1 担い手の育成・確保

施策2 農業の共同化・法人化の推進

施策3 経営安定対策の充実

施策4 農作物の産地化

施策5 生産・出荷体制の充実とスマート農業の推進

施策6 農業生産基盤の整備促進

施策7 優良農地の確保と担い手等への効率的利用促進

施策8 鳥獣被害対策の推進

施策9 安全・安心な食料の供給体制の構築

施策10 地域資源としての農作物のブランド化及び産地の強化に向けた取り組み

施策11 地産地消の推進

施策12 食育の推進

施策13 地域資源と農村コミュニティの適切な保全

施策14 多面的機能支払交付金活動

施策15 都市住民と連携・交流の促進

施策16 農村空間の総合的な整備促進

施策17 森林の保全と育成

# 第 4 章 施策内容

## 基本方針 1

### 未来につなぐ多様な担い手づくり

#### 施策 1：担い手の育成・確保



成果目標	基準値 (2017 年度)	現状値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
認定農業者数	126 名 (2016 年度)	123 名 (2021 年度)	126 名 (2026 年度)
認定新規就農者数 (累計数)	4 名 (2016 年度)	14 名 (2021 年度)	21 名 (2026 年度)
担い手の農地利用集積率【追加】	—	35.1% (2021 年度)	40.9% (2026 年度)

#### ① 認定農業者の維持（育成）並びに確保に努めます

- 地域で中心的な営農を展開している農業者や経営規模の拡大を考えている農業者など、法人を含む経営体を把握し、認定農業者へのステップアップへの働きかけを行います。
- 農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理機構の推進に関する法律に基づく利用権の設定による担い手農家への集積を支援し、認定農業者の維持（育成）並びに確保に努めます。

#### ② 新規就農者の確保に努めます

- 将来の担い手となり得る子ども達の、農業・農村に対する理解を深めるため、農業者、本市、関係機関が一体となり、スマート農業等の ICT 技術を含めた農業体験など学校教育と連携した活動に取り組みます。
- 農業を魅力ある産業として位置づけるために、他産業従事者並みの年間総労働時間、年間農業所得の確保を目標に積極的な啓発活動を展開するとともに、就農しやすい環境づくりを推進し、新規就農者の確保に努めます。

#### ③ 新規就農者育成の取り組みを支援します

- 新規就農に必要な生産技術や経営管理技術の習得を目指し、先進農家及び関係機関等で行う農業研修を支援します。

#### ④ 多様な農業の担い手を支援します

- 有機栽培や減農薬栽培、化学肥料の低減など、特色ある農産物づくりに取り組む農業者を支援します。

- 女性農業者に対する経営・技術両面の各種研修会の開催等、女性が積極的に農業経営に参加できる体制づくりを支援します。
- 帰農者を含めたシニア農業者を重要な担い手と位置づけ、農業の生産活動に必要な環境づくりを支援します。
- 高齢者が長年の経験を生かし、生きがいを持ってハツラツと生産活動や地域活動に取り組めるよう、農業・農村体験や市民農園のサポートなど、多様なニーズに対応する体制整備や組織化を支援します。
- 農福連携に取り組む団体等と連携して、農業分野における障がい者雇用を支援します。



新規就農者育成施設（株式会社あぐりん伊勢）

## 施策 2：農業の共同化、法人化の推進



成果目標	基準値 (2017 年度)	現状値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
集落営農組織化、農業経営法人化件数 (累計数)	5 件 (2016 年度)	10 件 (2021 年度)	16 件 【変更前：10 件】 (2026 年度)

### ① 集落の営農の組織化を推進します

- 農地の利用集積や機械・施設の共同利用、農作業の共同作業などによる効率的な生産体制を目指す農作業受託組織や営農グループなどを支援し、集落営農の組織化を推進します。

### ② 農業経営の法人化を推進します

- 法人設立に関する研修や個別の指導・相談活動など、関係機関と連携しながら農業経営の法人化を推進します。

基本方針2

地域の特性に応じた農業生産システムづくり

施策3：経営安定対策の充実



① 水田農業経営の安定を図ります

- 2018年(平成30年)産からは国による生産数量目標の提示が廃止されましたが、今後も主食用米の需給の均衡を図る必要があるため、国の「農林水産業・地域活力創造プラン」をふまえ、関係機関などと連携して需要に応じた米づくりを啓発し、非主食用米や水田転作作物の推進など主食用米の過剰作付の防止に取り組み、水田農業経営の安定を図ります。

② 所得安定に向けた助成制度を有効に活用します

- 水田農業のあるべき将来像を示した「伊勢市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン」に基づき、農業者・農業団体が主体的に行う米の需給調整システムを支援し、経営所得安定対策などの助成制度を有効に活用します。

③ 金融制度を活用した経営改善を支援します

- 金融機関と連携して制度資金の周知を行うとともに、借り入れ負担の軽減を図ることで金融制度を活用した経営の改善を支援し、経営規模の拡大や経営の複合化を推進します。

施策4：農産物の産地化



① 営農指導対策への支援を行います

- 農業の経営・技術の向上に関する指導を進めるため、関係機関による営農指導體制の強化を支援します。
- 安全・安心な農産物生産を目指し、農薬の適正使用などコンプライアンス（法令遵守）意識の向上を啓発し、環境に配慮した生産方式の導入促進を図るとともに、生産者間の品質差をなくし、消費者に信頼される農産物づくり、産地づくりを支援します。

② 野菜産地の維持・育成に努めます

- 施設園芸作物は、作型の組み合わせや高度栽培施設の導入等による経営改善を促し、市場競争に耐え得る産地として拡充強化を図ります。
- 露地野菜について、作目ごとの出荷組織の強化、共販体制の整備による計画的な生産出荷を推進し、露地野菜専作経営や水田作を組み合わせた複合経営による経営体の維持・育成に努めます。

## ③ 花き産地の維持・育成に努めます

- 集出荷施設により高品質な花きの出荷体制が整えられており、今後も新規生産者の確保や生産体制の維持・育成の支援に努めます。

## ④ 果樹産地の維持・育成に努めます

- 本市の天然記念物である蓮台寺柿の保存育成に対し支援を行います。
- その他の果樹について、地域の特性を生かしながら、生産者とともに高品質果実の生産を推進し、産地の維持・育成の支援に努めます。

## ⑤ 生産性の高い畜産振興に努めます

- 松阪牛の生産者と松阪市を中心とした市町で構成された松阪牛協議会において、価格の向上や生産頭数の増加に向けた取り組みに対して、構成する他市町と連携しながら支援を行います。
- 畜産農家の家畜糞尿から生産された堆肥の耕種農家への提供等、耕畜連携による減農薬や資源循環の取り組みを推進します。

## 施策5：生産・出荷体制の充実とスマート農業の推進



## ① 生産・出荷施設の充実を支援します

- 農地の有効利用と生産性の向上及び受託農家の経営規模拡大と生産コストの低減を図るため、生産・出荷体制の充実を支援します。

## ② 多様な販路の拡大を支援します

- 生産者、関係機関と連携し、消費者が求める市内産農産物の情報を的確に発信するとともに、生産者団体等が目指す販路拡大を支援します。

## ③ スマート農業への取り組みを支援します

- ICT などの新たな技術を用いて高品質な農産物の安定生産や農作業の効率化を実現するための取り組みに対して支援を行います。



生産・出荷体制（青ねぎパッケージセンター）



ICT の活用（ドローンによる農薬散布）

基本方針 3

地域農業を支える生産基盤づくり

施策 6：農業生産基盤の整備促進



① 立地状況に応じた生産基盤の整備を推進します

- 生産性の向上による効率的・安定的な農業経営の確立を図るため、地域の意向をふまえ、地域の実情・立地条件に応じたほ場やかんがい排水施設等の整備について、環境との調和に配慮しながら計画的に推進します。
- 再整備を必要とする地区の区画整理、基幹施設である用排水路整備、農道整備等を進めます。

② 農業水利施設の整備と農業用水の確保を支援します

- 維持管理の省力化を図り、安全かつ安定的に水供給を行うため、老朽化の著しい農業水利施設の計画的な整備・更新を支援します。

施策 7：優良農地の確保と担い手等への効率的利用促進



成果目標	基準値 (2017 年度)	現状値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
遊休農地の割合	3.19% (2016 年度)	2.74% (2021 年度)	2.11% 【変更前：3.02%】 (2026 年度)
伊勢市農業振興地域整備計画における農用地面積	2,246ha (2016 年度)	2,244ha (2021 年度)	2,231ha (2026 年度)
人・農地プランの作成数	3 地域 (2016 年度)	13 地域 (2021 年度)	20 地域 (2026 年度)

① 遊休農地の把握と防止・解消対策を行います

- 遊休農地の増加は、農村地域から活力を奪い、農地の持つ多面的機能の喪失にもつながるため、農業委員会等関係機関と連携し遊休農地の把握に努めます。また、農村環境や農業経営の現場でさまざまな問題を引き起こす遊休農地を解消し、農地及び農村環境の保全等地域農業の活性化を図るため、農業者や農業関連団体等と連携し遊休農地を営農可能な状態に回復するよう努めます。また、遊休農地を解消する取り組みに対して支援を行います。

② 優良農地の確保を推進します

- 良好な営農環境の維持と安全で安心な食料の安定的確保を図るため、関係機関と連携しながら、「伊勢市農業振興地域整備計画」に基づき、農地の集団化とともに、優良農地の確保を推進します。

③ 人・農地プランの作成と農地中間管理事業の活用を推進します

- 農地の荒廃を防ぎ農地を維持するため、また、担い手への農地集積・集約化により農業経営規模の拡大を図るため、地域の話し合いを定着させ人・農地プランの作成を推進するとともに、農地中間管理事業等の活用を促します。



人・農地プランの作成（村松町）

施策 8：鳥獣被害対策の推進



成果目標	基準値 (2017 年度)	現状値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
有害鳥獣の被害額	15,785 千円 (2016 年度)	14,581 千円 (2021 年度)	11,876 千円以下 【変更前： 7,210 千円以下】 (2026 年度)

① 有害鳥獣による農産物被害の減少に努めます

- 伊勢市鳥獣被害防止計画に基づき、農地等に出没する有害鳥獣の捕獲・捕獲者の育成・地域における追い払い体制の確立や防護柵の設置等を一体的に行う必要があります。地域が主体となって被害防止策を講じるために必要な各種研修会・勉強会等を開催し、被害防止に向けた組織的な取り組みへの意識の高揚に努め、獣害に強い集落づくりに向けての体制整備に引き続き取り組みます。また、産官学連携による有害獣の目撃情報通報システムを開発・活用し、効果的な獣害対策を推進します。



鳥獣被害対策（サル追い払い）

基本方針 4

自慢できる安全・安心な農産物づくり

施策 9：安全・安心な食料の供給体制の構築



① 食の安全・安心体制の構築への取り組みを行います

- G A P (農業生産工程管理) 認証の取得など、県、関係機関などと農産物の安全の確保、環境の保全、労働の安全に配慮した生産方式の導入促進などを支援します。
- 関係機関が中心となって行っている農薬の使用基準の遵守及び栽培履歴管理を徹底する取り組みを支援し、生産段階での食の安全の確保に努め、安全・安心な農畜産物の供給体制の確立を支援します。
- 生産現場において、有機・減農薬栽培等環境に配慮した生産方式および土壌分析等の数的根拠に基づく、効率的な施肥体系を支援します。
- 畜産農家と耕種農家間における堆肥のリサイクル等による有機的連携、経営補完等の推進を支援します。

施策 10：地域資源としての農産物のブランド化及び産地の強化に向けた取り組み



成果目標	基準値 (2017 年度)	現状値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
市内産農産物のブランド化に向けた取り組みへの支援数 (累計数)	9 件 (2016 年度)	17 件 (2021 年度)	23 件 【変更前：59 件】 (2026 年度)

① ブランド化及び産地の強化の方向性を定め、それに向けた取り組みを支援します

- 各地域に出向き、生産者との対話の中で栽培、出荷、加工等の各段階の農産物の現状や課題等を把握し、関係機関と協力して指導、助言を行い、生産活動の拡大・促進を図ります。
- 生産者、関係機関等とともに生産量を増加させ市場でのシェアを高めることでブランド化及び産地の強化を推進する作目、その農産物の持つ特色を生かしてブランド化を推進する作目など、その作目に応じたブランド化等の方針づくりを行い、それに沿ったブランド化及び産地の強化の取り組みを支援します。

② 内外に向けて有効な方法で情報発信を行います

- 多様な消費者に対し、市内産農産物の魅力や安全性など、ニーズにあった情報を効果的・効率的な手段や方法で発信します。また、地産地消の店認定店の活性化により、市内産農産物の魅力を発信します。



### ③ 6次産業化など農産物の加工品開発を推進します

- 農業者の所得向上や就業機会の確保を図るため、農産物の素材供給にとどまらず、より付加価値を高めた農産物加工を進めるとともに、主体的に取り組む6次産業化、高校・大学等の教育機関や農商工との連携を推進します。また、6次産業化への取り組みに対して支援を行います。



6次産業化商品開発に向けての取り組み  
(明野高等学校)

### 施策 11：地産地消の推進



成果目標	基準値 (2017年度)	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
①民話の駅蘇民・②郷の恵「風輪」・③サンファームおばたの来店者数 ※来店者数はレジ通過者数とします。	257,000人 (2016年度)	194,204人 (2021年度) 内訳 (①128,368人) (② 3,684人) (③ 62,152人)	236,000人 【変更前： 295,000人】 (2026年度) 内訳 (①140,060人) (② 7,890人) (③ 88,050人)

#### ① 地産地消をさらに推進します

- 市内の農業者が生産した農産物を市民や市内の飲食店等で消費する地産地消の取り組みを支援するとともに、生産者と消費者が農産物を通じて情報交換ができ、市内産農産物の消費拡大の実現を目指した地産地消を推進します。
- 関係機関が一体となって、市内産農産物を学校給食に提供するなどの取り組みを支援します。

#### ② 農産物の直売活動の充実を図ります

- 市内産農産物について、生産者自らが販売する際に消費者のニーズを把握し、売れるものをつくり、生産者と消費者の貴重な交流の場である農産物直売施設の積極的な活用を支援します。
- 市民に多くの市内産農産物を提供するため、関係団体との積極的な交流・連携により直売活動の充実を図ります。

③ 市内産農産物の地元及び観光客への流通を促進します

- 関係機関とともに市内産農産物の安定供給を図るために、地元市場へ出荷する販売農家を確保し、市内産農産物の地元市場での流通を促進します。
- 帰農者や自給的農家が市内農産物直売施設等に農産物を出荷できるよう、関係機関と連携して販売農家を育成する取り組みを支援します。
- 市民だけでなく、伊勢市を訪れる観光客に対しても市内産農産物をPRし、市内での農産物の流通を促進します。



施策 12：食育の推進

成果目標	基準値 (2017 年度)	現状値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
農業体験学習実施校数（累計数）【変更】*	—	8 校 (2021 年度)	75 校 (2026 年度)

\* 市内の小中学校に対して伊勢市が実施した食育を目的とした農水産物に係る体験教室のべ校累計数に変更。

① 農業体験を通じて食育を推進します

- 子どもたちが健全な食生活を実践することは、心豊かな人を育てる基礎であり、活力と魅力にあふれた市として発展し続けていくためにも重要です。地域の農業者、教育委員会及び関係機関等と連携し、農業体験を通じて子供たちが学校内外で食育を学ぶ環境づくりを推進します。
- 農業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、市民の理解が深まるよう努めます。また、田植えや収穫などの農業の一部分の体験だけでなく、魅力ある農業への推進を図るため、一連の農作業を学ぶ機会やスマート農業等の ICT 技術の見学なども取り入れた農業体験の実施に取り組みます。



農業体験（田植え）



農業体験（蓮台寺柿）

## 基本方針 5

## 地域資源を活用し地域が一体となった魅力ある農村環境づくり

## 施策 13：地域資源と農村コミュニティの適切な保全



## ① 地域資源を生かした多彩な交流の場を提供します

- 朝熊町の「絆の森」、二見町の「音無山」、浦口町の「三郷山」など、森林と人との共生の回復を図る身近な里山を保全し、広く市民が自然と親しみ、その大切さを学習することができる地域の交流の場を提供します。
- 横輪桜を主とする景観整備を行った横輪町のほか矢持町においては、貴重な自然と昔の生活文化及び森林を学習する場として、地域住民及び都市住民の交流・ふれあいの場を提供します。
- 農村コミュニティの維持・発展及び地域の住民との交流を目的に、農業者のグループが主体的に行う農産物の直売活動に対して支援を行います。

## 施策 14：多面的機能支払交付金活動



成果目標	基準値 (2017 年度)	現状値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
多面的機能支払交付金活動組織化数	26 組織 (2016 年度)	27 組織 (2021 年度)	30 組織 (2026 年度)

## ① 共同活動への支援を行います

- 農地の保全、水源のかん養、良好な景観形成など、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地・水路・農道等の地域資源の保全活動や景観形成活動など、多面的機能を支える共同活動への支援を行います。

## 施策 15：都市住民と連携・交流の促進



## ① 都市住民や市民が農業を身近に感じられる場の創出を推進します

- 美しい景観の保全に配慮した地域整備、水路・ため池などの遊水機能を有する施設の適切な保守・管理、農村公園や郊外型市民農園の利用促進、多彩な交流の場づくりを推進し、都市住民や市民と農業との接点拡大に努めます。
- 地域の特産品や農地など地域資源を生かした消費者との交流・連携活動等を行い、市民と農業との接点拡大に努めます。
- 市民が土と親しみ、自分で農作物を栽培することで生活に安らぎと潤いを感じ、楽しみながら農業や食への理解を深める機会を提供するため関係機関と連携して、市民農園等の利用者募集及び啓発の促進に取り組みます。
- 生産者と消費者の顔の見える関係を構築し相互理解を育むため、農業体験等を通し、連携・交流の体制を整備します。

## ② 観光施策との連携を推進します

- 農業・農村の多面的な機能を生かし、農村の活性化につながる体験滞在型観光のメニューを検討し実施することで都市との交流を図ります。また、海外を視野に入れ、インバウンドへの対応も含めた観光施策との連携を推進します。
- 都市部に住む若者を中心とした田園回帰志向などをふまえ、観光・環境・教育分野などと連携を図り、積極的な”伊勢”の農業の情報発信に努めるなど、都市と農村の交流を促進します。

### 施策 16：農村空間の総合的な整備促進



#### ① 農道、集落道路の維持・保全を図ります

- 営農の効率化と農産物集出荷の合理化を図るため、農道の整備及び維持・保全を図ります。また、集落と集落をつなぐ道路の整備及び維持・保全を図ります。

#### ② 排水施設の維持・保全を図ります

- 降雨時に田畑の湛水による農作物への被害を未然に防止するとともに、集落内に流出する雨水等を集水し、排水路や河川へ導くための農業集落排水路の維持・保全を図ります。

#### ③ 農村の保全・防災対策を推進します

- 災害に強い安全・安心な農村づくりに向けて、南海トラフ地震や激化する自然災害に備え、ため池などの農業用施設や人家等に関わる災害を防止するため、危険箇所への災害防止対策及び農業用排水機場の機能保全を推進します。
- 本市の農村の保全・防災対策にあたっては、各関係機関が策定している計画との連携に留意します。



## 施策 17：森林の保全と育成

成果目標	基準値 (2017 年度)	現状値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
森林の間伐率	26.9% (2016 年度)	33.93% (2021 年度)	40.2% 【変更前： 28.0%】 (2026 年度)

### ① 森林機能の増進などを支援します

- 森林がもつ公益機能を総合的かつ高度に発揮させるため、間伐などの森林施業の実施とより健全な森林資源の維持増進を支援します。また、多くの市民に木を使うことが森林を支えていることを知ってもらうため、県産材の利用促進を図ります。
- 所有者が経営管理を実行できない森林について、市等が経営管理の委託を受け効率的な施業集約化により、森林の適切な管理を図ります。

### ② 暮らしを守る森林づくりを推進します

- 生活環境を守る海岸沿いの防風保安林など公益的機能が高い森林を保全するため、適切かつ効率的な病虫害防除、間伐、下刈りを推進します。

### ③ 市民との共生の森林づくりを推進します

- 自然環境を保全しつつ、市民が自然と親しみ、自然から学ぶ場や交流空間として整備された朝熊町の「絆の森」や浦口町の「三郷山」、二見町の「音無山」、横輪町の自然環境などを生かし、自然観察会、ボランティア活動等を通じた市民参加による森林づくりを推進します。

### ④ 里地里山の保全・活用を支援します

- 農村風景や動植物との出会い、山菜等の山の恵み、山並み景観など、公益的機能を有する里地里山の市民との協働による保全・活用活動を支援します。

## 数値目標一覧

成果目標	基準値 (2017年度)	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
認定農業者数	126名	123名	126名
認定新規就農者数(累計数)	4名	14名	21名
担い手の農地利用集積率【追加】	—	35.1%	40.9%
集落営農組織化、農業経営法人化件数 (累計数)	5件	10件	16件 【変更前10件】
遊休農地の割合	3.19%	2.74%	2.11% 【変更前：3.02%】
伊勢市農業振興地域整備計画における 農用地面積	2,246ha	2,244ha	2,231ha
人・農地プランの作成数	3地域	13地域	20地域
有害鳥獣の被害額	15,785千円	14,581千円	11,876千円以下 【変更前： 7,210千円以下】
市内産農産物のブランド化に向けた取り 組みへの支援数(累計数)	9件	17件	23件 【変更前：59件】
①民話の駅蘇民・②郷の恵「風輪」・③サン ファームおばたの来店者数 ※来店者数はレジ通過者数とします。	257,000人	194,204人 内訳 ①128,368人 ②3,684人 ③62,152人	236,000人 【変更前： 295,000人】 内訳 ①140,060人 ②7,890人 ③88,050人
農業体験学習実施校数(累計数)【追加】	—	8校	75校
多面的機能支払交付金活動組織化数	26組織	27組織	30組織
森林の間伐率	26.9%	33.93%	40.2% 【変更前：28.0%】

\* 基準値、現状値、目標値については、当該年度の前年度末時点の数値となっている。

# 第 5 章 プランの推進体制

## 1 計画の推進体制

### (1) 関係機関の支援体制の整備促進

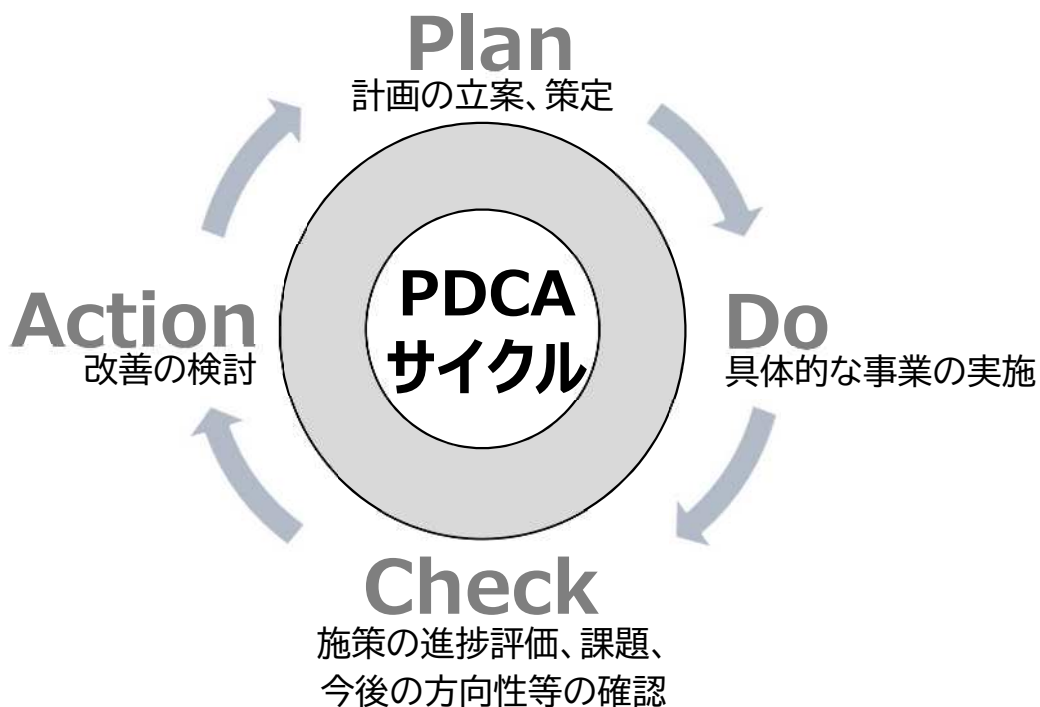
- 近年の農業・農村を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、豊かで活力に満ちた農業・農村を築くため、関係機関の自主的な取り組みのもとに、各機関の体質強化を促進します。
- 地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田を活用した作物の産地づくりを推進するなど、関係機関と連携を図りながら、協力・支援を行います。

### (2) 協議会ごとの取り組み

- 伊勢市農業振興地域整備促進協議会は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、伊勢市農業振興地域整備計画の策定支援及び、農業振興の基盤となるべき農用地の確保等その計画の促進について協議・検討を行います。
- 伊勢市農業再生協議会は、農業経営の安定と生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため、米の需給調整の推進、農地の利用集積、遊休農地の再生利用、担い手の育成・確保等に資するよう協議・検討を行います。
- 伊勢市鳥獣被害防止対策協議会は、野生鳥獣による農林業被害を防止し、農林業の発展及び地域住民の生活環境の改善を図るよう協議・検討を行います。

## 2 計画の進捗管理

本計画の進行管理にあたっては、各年度における事業の実施状況、指標の達成状況、今後の実施方針等を定期的に整理・検討し、本計画の進行状況の点検・評価を行う等、PDCAサイクルを活用し、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。



### 3 計画の周知

---

本計画の目標や施策について、広く市民に周知していくため、広報誌や市HP等をはじめとして、多様な媒体を活用した広報活動を行います。

また、計画の対象となる方にきめ細かく情報提供を行っていく観点から、地域や各種団体等とも協力、連携し、制度の説明や計画内容の周知に努めます。



---

## 第2次伊勢市農村振興基本計画

発行：伊勢市

編集：伊勢市 農林水産課

住所：〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号

TEL：0596-21-5645 FAX：0596-21-5651

HP：<https://www.city.ise.mie.jp/>

発行年月：2018年（平成30年）3月（策定）

2023年（令和5年） 月（改定）

---